

(目的)

第1条 この条例は、伊東市における散骨場等の経営の許可等について、必要な事項を定めることにより、散骨場等の経営の適正化を図り、もって市民が健康でいきいきと暮らせ、安全、安心で快適に過ごすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 散骨 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第2項に規定する火葬により生じた骨の粉末(その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。以下同じ。)を地表等へ散布することをいう。

(2) 散骨場 散骨を行う区域

(3) 散骨場等 散骨場及び墓地に類似する施設をいう。

(経営の許可等)

第3条 散骨場等を経営しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。経営の許可を受けた者が、当該許可の内容を変更し、又は散骨場等の経営を廃止しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の経営の許可を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 法人でその役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの  
(令元条例21・一部改正)

(事前協議)

第5条 第3条の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、規則で定めるところにより協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、許可を受けようとする者に必要な指導を行うことができる。

(標識の設置)

第6条 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、散骨場等の経営の計画を周知するため、規則で定める日から第12条第2項に規定する許可の基準等に適合していることの確認を受けるまでの間、散骨場等を計画している敷地の外部から見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 前項の規定により標識の設置を行う場合は、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、標識の記載内容がいつでも確認できるよう、常に良好な状態に保たなければならない。

(事前説明会の開催)

第7条 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定める日までに、隣接する土地所有者、地元住民及び地元自治会に対し、散骨場等の計画概要について、事前説明会を開催しなければならない。

2 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、前項の規定により説明会を開催したときは、遅滞なく、説明会の内容その他規則で定める事項について、市長に報告しなければならない。

(隣接する土地所有者、地元住民及び地元自治会との協議)

第8条 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、散骨場等の計画概要について、隣接する土地所有者、地元住民及び地元自治会から、規則で定める日までに、次の各号のいずれかの意見があった場合には、当該意見をした者と協議しなければならない。

(1) 散骨の実施方法又は散骨場等の構造設備及び周辺環境に関する意見

(2) 散骨場等の建設工事に関する意見

(3) 公衆衛生、生活環境その他公共の福祉に関する意見

(隣接する土地所有者の同意)

第9条 散骨場等の経営の許可を受けようとする者は、許可の申請までに、あらかじめ当該散骨場等と隣接する土地所有者の同意を得なければならない。

(許可の申請)

第10条 第3条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

(許可の基準)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときでなければ、許可することができない。

- (1) 散骨場等は、散骨場等を経営しようとする者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。
- (2) 土砂の流失防止等の災害防止対策を講じること。
- (3) 火葬により生じた骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の対策を講じること。
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域以外の場所であること。
- (5) 国道、県道その他交通量の多い道路、河川、公共施設、農地、店舗、事業所、住宅等の境界線からの水平投影面における距離が300メートル以上であること。
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道の水源及び飲用井戸等の境界線からの水平投影面における距離が500メートル以上であること。
- (7) 隣接する他の市町との区域の境界線からの水平投影面における距離が300メートル以上であること。
- (8) 温泉及び地下水を汚染するおそれのない土地であること。
- (9) 地すべり、出水その他の災害のおそれの少ない場所であること。
- (10) 主要な展望地等からの展望への影響及び眺望対象への支障がない場所であること。
- (11) 散骨場等の境界には、障壁又は密植した垣根等を設けること。
- (12) 散骨場等の周囲には、かん水設備等を配置した適切な緑地帯を設けること。
- (13) 駐車場を設けること。

(工事完了の届出等)

第12条 第3条の許可を受けた者は、許可に基づく工事が完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。

2 第3条の許可(同条に規定する散骨場等の経営廃止の許可を除く。以下第15条第3号において同じ。)を受けた者は、当該工事について、市長の検査を受け、その施設が第3条第2項の規定による条件及び前条に定める許可の基準に適合していることの確認を受けた後でなければ、当該散骨場等を使用してはならない。

(報告書の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、散骨場等の経営の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該散骨場等の経営状況その他必要な報告を求めることができる。

2 散骨場等の経営の許可を受けた者は、前項の規定により報告を求められたときは、定められた期限内に市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に散骨場等の経営の許可を受けた者の事務所又は散骨場等若しくはその附属施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること(以下「立入検査」という。)ができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、第3条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を受けた者に対し、当該条件、基準及び手続に適合するよう必要な措置を講じよう勧告することができる。

- (1) 第3条第2項の許可の条件に違反しているとき。
- (2) 第11条の許可の基準に違反しているとき。
- (3) 第12条第1項の届出をせず、又は同条第2項の確認を受けずに散骨場等を自ら使用し、又は第3条の許可を受けた者以外のものに自己の名義をもって、他人に散骨場等の経営を行わせたとき。
- (4) 第13条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 前条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をしたとき。

(令元条例21・一部改正)

(改善命令)

第16条 市長は、第3条の許可を受けた者が前条の規定による改善勧告に従わないときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、必要な改善を命じることができる。

(許可の取消し)

第17条 市長は、第3条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による改善命令に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けたとき。

(使用禁止命令)

第18条 市長は、第3条の許可を受けずに散骨場等の経営を行っている者に対し、当該散骨場等の使用の禁止を命  
じることができる。

(原状回復命令等)

第19条 市長は、第17条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により使用の禁止を命じたときは、  
散骨場等の経営の許可を受けた者に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命じることができる。

(公表)

第20条 市長は、第16条、第18条又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公  
表することができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月16日伊東市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。